

区 画 整 理 事 業
に 伴 う 住 所 表 示 変 更
各 種 手 続 き の し お り

(略称) 住所変更手続きのしおり

平成25年1月26日から
駅西地区の住所の表示が変更されます。

十 日 町 市

1. はじめに

皆さまがお住まいの地域は、平成5年から十日町駅西土地区画整理事業によって市街地整備が行われてきました。

現在は事業の完了に向けた最終的な作業に入っておりますが、それに伴い平成25年1月26日（土）に町名地番変更が実施されます。

そこで、この町名地番変更により、住所等がどのように変わるのか、またどのような手続きが必要になるのかをご案内いたします。

2. 実施後の表示の仕方について

町名地番変更が実施されますと、皆さまの住所や本籍、土地・建物の住所が新しい表示方になります。

住所の詳細については、地権者に送付した換地処分通知か、区画整理地内に住所を有する方に11月に送付した住所変更のお知らせをご覧ください。

古い住所表示	新しい住所表示
十日町市 子 ○○番地	(〒948-0065) 十日町市 高田町三丁目 ○○番地
十日町市 丑 ○○番地	(〒948-0075) 十日町市 丸山町 ○○番地
十日町市 寅甲 ○○番地	(〒948-0078) 十日町市 千代田町 ○○番地
	(〒948-0091) 十日町市 稲荷町三丁目 ○○番地
	(〒948-0092) 十日町市 稲荷町三丁目北 ○○番地
	(〒948-0093) 十日町市 稲荷町三丁目南 ○○番地

□□ この「しおり」をお読みになるにあたって □□

- ①この「しおり」は、手続きの概要をお示ししたものです。
記載内容に疑問がある場合や、しおりに記載のない項目については、「しおり」記載のお問い合わせ先か、お持ちの証書・契約書等の相手先に、手続きが必要かご確認ください。
- ②手続きに際してはお問い合わせ先に詳細をご確認のうえ、手続きを行ってください。
- ③ページの隅に「**手続不要**」と記載されている項目でも、赤字で記載されている部分には特にご注意ください。

1. ご自身で手続きをする必要がないもの（3ページから12ページ）

（1）市役所関係

項目	対象者	変更箇所	説明	お問い合わせ先
住民基本台帳 (住民票)	区画整理地内に住所を 有している方	住所欄	・市役所が新しい住所に変更します	本庁：市民生活課 市民年金係 Tel025-757-3116
住民基本台帳カード (写真なし) (写真あり)は13ページ	左記をお持ちの方	住所欄	・市役所が新しい住所に変更します	支所：市民課 川西支所 Tel025-768-4956 中里支所 Tel025-763-2513 松代支所 Tel025-597-2221 松之山支所 Tel025-596-3152
印鑑登録証				
電子証明書 (公的個人認証)	証明書をお持ちの方	住所データ	・そのまま継続してご利用いただけます	市民生活課 市民年金係 Tel025-757-3116

手続不要

手続不要

項 目	対 象 者	変更箇所	説 明	お問い合わせ先
旅 券 (パスポート)	左記をお持ちの方	所持人 記入欄	・ご自身で最終ページの「所持人記入欄」 の住所を二重線で消して余白に新住 所を記入してください	市民生活課 市民年金係 Tel025-757-3116
年 金 手 帳		住所欄	・ご自身で新住所を記入してください	
児童扶養手当証書	左記をお持ちの方	住所欄	・新住所に変更されたものとして取扱 います	子育て支援課 子育て支援係 Tel025-757-3719
○児童手当 ○児童扶養手当	児童手当・児童扶養手 当を受給の方	住所データ	・新住所に変更されたものとして取扱 います	
国民健康保険 被 保 険 者 証	左記をお持ちの方	住所欄	・新住所に変更されたものとして取り扱 います	お問い合わせ先は次の ページ（5ページ）を ご覧ください
後期高齢者医療 被 保 険 者 証			・一斉更新の際に新しい住所に書き替え ます ※新住所の被保険者証が必要な方は右 記にお申し出ください	

項 目		対 象 者	変更箇所	説 明	お問い合わせ先
国民健康保険	被保険者資格証明書	左記をお持ちの方	住所欄	<ul style="list-style-type: none"> ・新住所に変更されたものとして取り扱います ・更新の際に新しい住所に書き替えます ※新住所の証書が必要な方は右記にお申し出ください	本庁：市民生活課 国 保 係 TEL025-757-3735 支所：市民課 川西支所 TEL025-768-4956 中里支所 TEL025-763-2513 松代支所 TEL025-597-2221 松之山支所 TEL025-596-3152
	高齢受給者証				
	限度額適用認定証				
	限度額適用 ・標準負担額減額証				
	標準負担額減額認定証				
	特定疾病療養受療証				
県老受給者証					
県老限度額適用認定証					
後期高齢者医療被保険者資格証明書					

手続不要

手続不要

項 目		対 象 者	変更箇所	説 明	お問い合わせ先
後 期 高 齢 者 医 療	限 度 額 適 用 ・ 標準負担額減額認定証	左記をお持ちの方	住所欄	<ul style="list-style-type: none"> ・新住所に変更されたものとして取り扱います ・更新の際に新しい住所に書き替えます ※新住所の証書が必要な方は右記にお申し出ください 	本庁：市民生活課 国 保 係 TEL025-757-3735 支所：市民課 川西支所 TEL025-768-4956 中里支所 TEL025-763-2513 松代支所 TEL025-597-2221 松之山支所 TEL025-596-3152
	特定疾病療養受療証				
介 護 保 険	被 保 険 者 証	左記をお持ちの方	住所欄	<ul style="list-style-type: none"> ・新住所に変更されたものとして取り扱います ・更新の際に新しい住所に書き替えます 	福 祉 課 介護保険係 TEL025-757-3757
	負担限度額認定証				
	特定負担限度額認定証				
	利用者負担限度額減額 ・ 免除 認 定 証				

項目	対象者	変更箇所	説明	お問い合わせ先
社会福祉法人等 利用者負担軽減確認証	左記をお持ちの方	住所欄	・新住所に変更されたものとして取り扱います	福祉課 高齢福祉係 TEL025-757-9758
生活管理指導 短期宿泊事業利用券	左記をお持ちの方	住所欄	・新住所に変更されたものとして取り扱います	福祉課 おとしより相談係 TEL025-757-9758
紙おむつ等給付券	左記をお持ちの方	住所欄	・新住所に変更されたものとして取り扱います	福祉課 高齢福祉係 TEL025-757-9758 福祉課 障がい福祉係 TEL025-757-3782
特別児童扶養手当証書	左記をお持ちの方	住所欄	・新住所に変更されたものとして取り扱います	福祉課 障がい福祉係 TEL025-757-3782
地域生活支援事業受給者証				
重度心身障害者医療受給者証				
精神障害者保健福祉手帳				
精神障害者医療費受給者証				

手続不要

手続不要

項目	対象者	変更箇所	説明	お問い合わせ先
自立支援医療受給者証	左記をお持ちの方	住所欄	・新住所に変更されたものとして取り扱います	福祉課 障がい福祉係 TEL025-757-3782
障害福祉サービス受給者証				
妊婦（乳児） 一般健康診査受診票	左記をお持ちの方	住所欄	・新住所に変更されたものとして取り扱います	健康支援課 母子保健係 TEL025-757-9759
母子健康手帳	左記をお持ちの方	住所欄	・ご自身で手帳の住所を二重線で消して 余白に新住所を記入してください	
子ども・ひとり親家庭等 医療費助成受給者証	左記をお持ちの方	住所欄	・新住所に変更されたものとして取り扱います	子育て支援課 子育て支援係 TEL025-757-3719
犬の飼い主の住所 （犬の鑑札）	犬の飼い主	住所 データ	・新住所に変更されたものとして取り扱います	環境衛生課 環境企画係 TEL025-752-3924

項 目	対 象 者	変更箇所	説 明	お問い合わせ先
法人市民税関係	区画整理地内に本店・支店を有する会社等	本店・支店の所在地	・新住所に変更されたものとして取り扱います	税 務 課 市民税係 TEL025-757-3716
軽自動車税関係	軽自動車税納税義務者	住所	・新住所に変更されたものとして取り扱います	
固定資産税・都市計画税納税通知書及び資産証明	建物の所有者若しくは納税義務者	建物の所在地番	・登記されていない建物（未登記建物）については、新地番に変更されたものとして取扱います	税 務 課 家屋資産税係 TEL025-757-3728

手続不要

手続不要

項 目	対 象 者	変更箇所	説 明	お問い合わせ先
道路占用許可証 (市道)	左記をお持ちの方	住所欄	・新住所に変更されたものとして取扱 います	建設課監理係 TEL025-757-3117
公共物使用許可証				
保育園への手続き	在園されている方	住所 データ	・新住所に変更されたものとして取扱 います	子育て支援課 保育園係 TEL025-757-9169
公立小中学校への手続き	学校に在学されている方	住所 データ	・新住所に変更されたものとして取扱 います	教育委員会 学校教育課 学事係 TEL025-757-9957
○市税 ○介護保険料 ○上下水道使用料 ○市奨学金 ○返還口座振替	口座振替を登録されてい る方	住所 データ	・新住所に変更されたものとして取扱 います	各担当課

(2) 市役所以外

項 目	説 明	お問い合わせ先
運転免許証の 記載事項変更	<p>・ 次回の運転免許更新申請の際に変更します</p> <p>※次回の更新前に変更を希望される方は、十日町交通センターで手続きが可能です</p> <p>□ 上記の手続き（更新・更新前の変更）を行う際には、「住所変更証明書」をご持参ください。</p>	<p>(財)十日町地区交通安全協会 (十日町交通センター) Tel025-757-6055</p>
自動車保管場所証明	手続きは不要です	
三輪、四輪の軽自動車の 自動車検査証の住所変更	<p>※新住所への変更を希望される方は、自動車検査証に「住所変更証明書」を添付のうえ、右記に住所変更を申し出てください</p>	<p>軽自動車検査協会 新潟主管事務所長岡支所 Tel0258-22-0555</p>

手続不要

手続不要

項 目	説 明	お問い合わせ先
恩給受給者の住所 (個人)	手続きは不要です	総務省 人事・恩給局恩給相談室 TEL03-5273-1400
郵便	郵便物は旧住所でも配達されます ※親しい方への住所変更のお知らせは、ご自身で行って下さい。	最寄りの郵便局
国民年金 ・厚生年金受給者 (個人)	原則、手続きは不要です ※ただし、次のいずれかに該当する場合は届出が必要です。 ・年1回、現況届を提出している方 ・日本年金機構に届出されている住所が住民票上の住所と異なる方 ・外国籍の方 ・老齢福祉年金、特別障害給付金を受給されている方 ※届書は、年金事務所または市役所本庁の市民生活課窓口にあります。	日本年金機構 六日町年金事務所 (お客様相談室) TEL025-716-0802
国民年金の 第1号被保険者 (個人)	手続きは不要です ※ただし、転居に伴う住所変更の場合は、市役所での手続きが必要です	日本年金機構 六日町年金事務所 (国民年金課) TEL025-716-0800
NHK受信料	手続きは不要です	NHK新潟放送局営業部 TEL025-230-1651 (平日9:30~18:00)

2. ご自身で手続きをしていただくもの（13ページから14ページ）

（1）市役所関係

項目	対象者	変更箇所	説明	お問い合わせ先
住民基本台帳カード (写真あり) <MEG03カードを含む> → (写真なし) は3ページ	左記をお持ちの方	住所欄	市役所の各窓口で変更手続きを行ってください	市民生活課 市民年金係 Tel.025-757-3116
在留カード及び 特別永住者証明書				
身体障害者手帳	左記をお持ちの方	住所欄	市役所の各窓口で変更手続きを行ってください	福祉課 障がい福祉係 Tel.025-757-3782
療育手帳				
認可地縁団体	認可地縁団体	規約住所欄	規約変更後、市役所で変更手続きを行ってください	企画政策課 協働推進係 Tel.025-757-3693
NPO法人の事務所 及び役員住所変更	所轄庁の認証を受けたNPO法人	登記事項	「(略称)会社等変更登記のしおり」を参照のうえ新潟地方法務局で変更登記を行ってください	

手続必要

手続必要

(2) 市役所以外

項 目	必要となる手続き	お問い合わせ先
雇 用 保 険 適用事業主の方 (法人等)	雇用保険事業主事業所各種変更届を提出してください	十日町公共職業安定所 Tel025-757-2407
	労働保険名称、所在地等変更届を提出してください	十日町公共職業安定所 Tel025-757-2407 十日町労働基準監督署 Tel025-752-2079
求人申込をされた 事業主の方 (法人等)	求人申込時にお申し出ください	十日町公共職業安定所 Tel025-757-2407
厚生年金保険に 加入している被保険者 (個人)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業主へ「住所変更証明書」を提示し住所変更した旨を申出した後に、事業主を経由して「健康保険・厚生年金保険被保険者住所変更届」をご提出ください ・被扶養配偶者（国民年金の第3号被保険者）の住所が変更になる場合についても、同様に届出のご提出をお願いします 	日本年金機構 六日町年金事務所 (厚生年金 適用徴収課) Tel025-716-0801
健 康 保 険 ・厚生年金保険 適用事業所 (法人等)	事業主は、「健康保険・厚生年金保険適用事業所所在地名称変更（訂正）届（管轄内）」に「住所変更証明書」を添付し提出してください	

3. 変更手続きが必要か確認のうえ、ご自身で手続きしていただくもの(15ページから18ページ)

(1) 法務局関係

項目	対象者	変更欄	説明	お問い合わせ先
不動産登記簿 (土地)	区画整理地内に土地を所有されている方	権利部 (甲区) (「所有権に関する事項」の所有者住所)	必要に応じて法務局で変更手続き(「住所変更証明書」を添付)を行ってください ※登記は換地処分後の字・地番、地目、面積で作成されます。	新潟地方法務局 十日町支局 TEL025-752-2575
不動産登記簿 (建物)	区画整理地内に建物を所有されている方	権利部 (甲区) (「所有権に関する事項」の所有者住所)	必要に応じて法務局で変更手続き(「住所変更証明書」を添付)を行ってください ※登記の左記以外の部分は、換地処分後のものに修正されます(一部、登記と現況が異なる建物は修正できない場合があります)。	
会社等登記簿	区画整理地内の会社等	会社等所在地・役員住所等	「(略称)会社等変更登記のしおり」を参照のうえ、必要な手続きを行ってください	新潟地方法務局 法人登記部門 TEL025-226-0955

要確認

要確認

(2) 金融機関等

項 目	説 明	お問い合わせ先
預 金 通 帳 証 書 キャッシュカード等 (個人・法人等)	<p>原則、手続きは不要です</p> <p>※当座預金、融資取引がある方や変更登記を行った方は、当行所定の「届出事項変更届」による住所変更手続きが必要となります (「住所変更証明書」を添付してください)</p>	(株)第四銀行十日町支店 TEL025-752-4111
	<p>原則、手続きは不要です</p> <p>※当座預金、融資取引がある方は当行所定の「届出事項変更届」により住所変更手続きを行ってください 当座預金口座をお持ちの方は署名判変更も行ってください</p>	(株)北越銀行十日町支店 TEL025-757-8111
	<p>原則、手続きは不要です</p> <p>※当座預金、融資取引のある方は、住所変更手続きが必要ですので詳しい手続き等については、最寄の支店にお問合せ下さい</p>	(株)大光銀行十日町支店 TEL025-752-3591
	<p>原則、手続きは不要です</p> <p>※当座預金、融資取引等がある方は、住所変更の手続きが必要となる場合があります。また、ご使用されている署名判を変更される方は、署名判変更の手続きが必要となります</p>	新潟県信用組合十日町支店 TEL025-757-3121 新潟県信用組合川西支店 TEL025-768-3212 新潟県信用組合下条支店 TEL025-756-2011

項 目	説 明	お問い合わせ先
預 金 通 帳 証 書 キャッシュカード等 (個人・法人等)	<p>原則、手続きは不要です</p> <p>※当座預金、生命保険、損害保険のお取引がある方、もしくは融資取引がある方や変更登記を行った方は、当金庫所定の住所変更手続きが必要となります（「住所変更証明書」を添付してください）</p>	上越信用金庫松代支店 TEL025-595-6060
	<p>原則、手続きは不要です（J A共済含む）</p> <p>※当座貯金がある個人および法人、融資取引がある法人や変更登記を行った法人は、当 J A 所定の届出様式による住所変更手続きが必要となります</p>	十日町農業協同組合 TEL025-757-1572
	<p>手続きは不要です</p>	新潟県労働金庫十日町支店 TEL025-757-8300
	<p>原則、手続きは不要です</p> <p>※郵便局による修正が必要となりますので、お近くの郵便局に寄った際に、局員に申し出下さい</p>	最寄りの郵便局
	<p>※記載のない金融機関等は直接金融機関へお問い合わせください</p>	

要確認

要確認

(3) その他

項 目	説 明	お問い合わせ先
オートバイの使用者の届出済証（個人・法人）	<p>手続きは不要です</p> <p>・届出済証の住所の変更を希望される方は、「住所変更証明書」を届出済証記入申請書に添付して申請してください</p> <p>※申請用紙代：40 円程度</p> <p>(125 cc以上 250 cc以下のオートバイが対象)</p>	<p>(社)全国軽自動車協会連合会 新潟県事務取扱所長岡支所 TEL0258-23-3115</p>
自動車、オートバイの自動車検査証の住所変更（個人・法人）	<p>手続きは不要です</p> <p>※車両の譲渡や抹消等を行う場合には、「住所変更証明書」が必要となる場合があります (不明な点があれば直接お問い合わせください)</p> <p>※自動車検査証の住所表記の変更を希望される方は、「住所変更証明書」を変更登録申請書に添付して申請してください (登録手数料：無料 申請用紙代金：30 円程度) (オートバイは 251 cc以上が対象となります)</p>	<p>北陸信越運輸局新潟運輸支局 長岡自動車検査登録事務所 TEL050-5540-2041</p> <p>※音声案内が流れますので、026 と押してください。</p>
各種保険等	手続きの可否を直接お問い合わせください	各保険会社等
各種許認可等	手続きの可否を直接許認可機関・団体へお問い合わせください	各許認可機関・団体

◎区画整理事業（住所変更）についてのお問い合わせは

十日町市 都市計画課 区画整理係

〒948-8501

十日町市千歳町3丁目3番地

TEL025-757-3150

◎建物等所在地の変更についてのお問い合わせは

十日町市 税務課 家屋資産税係

〒948-8501

十日町市千歳町3丁目3番地

TEL025-757-3728

◎会社等住所表示の変更についてのお問い合わせは

十日町市 税務課 市民税係

〒948-8501

十日町市千歳町3丁目3番地

TEL025-757-3716

◎会社等変更登記についてのお問い合わせは

新潟地方法務局 法人登記部門

〒951-8504

新潟市中央区西大畑町5191番地

TEL025-226-0955

◎十日町市内の不動産変更登記についてのお問い合わせは

新潟地方法務局 十日町支局

〒948-0083

十日町市宮田町1番地18

TEL025-752-2575

その他の不動産については管轄法務局へ

参考

※法務局ホームページ <http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/>